

地方分権改革推進本部の設置について

〔平成 25 年 3 月 8 日
閣 議 決 定〕

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員 他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により設置された地域主権戦略会議は、これを廃止する。

5. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。